令和８年 11 月

教育財産（学校の教室・土地・駐車場等）の目的外使用には許可が必要です



市では、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づく、教育財産（学校の教室・土地・駐車場等）を、その本来の目的以外の目的で使用する場合に、許可の申請を受け付けており、原則、有償での利用となります。

1. 許可の申請が必要となる場合
   学校の教室、土地、駐車場等の教育財産を専用利用する場合

   例 1：教室等を学校施設の複合化として使用する場合
   例 2：例 1 の複合化した施設に従事することとなった者の専用駐車場
   例 3：活動に必要となる備品を収納する物置を設置する場合

2. 申請の対象者
   学校の教室、土地、駐車場等の教育財産を専用利用する団体の代表者

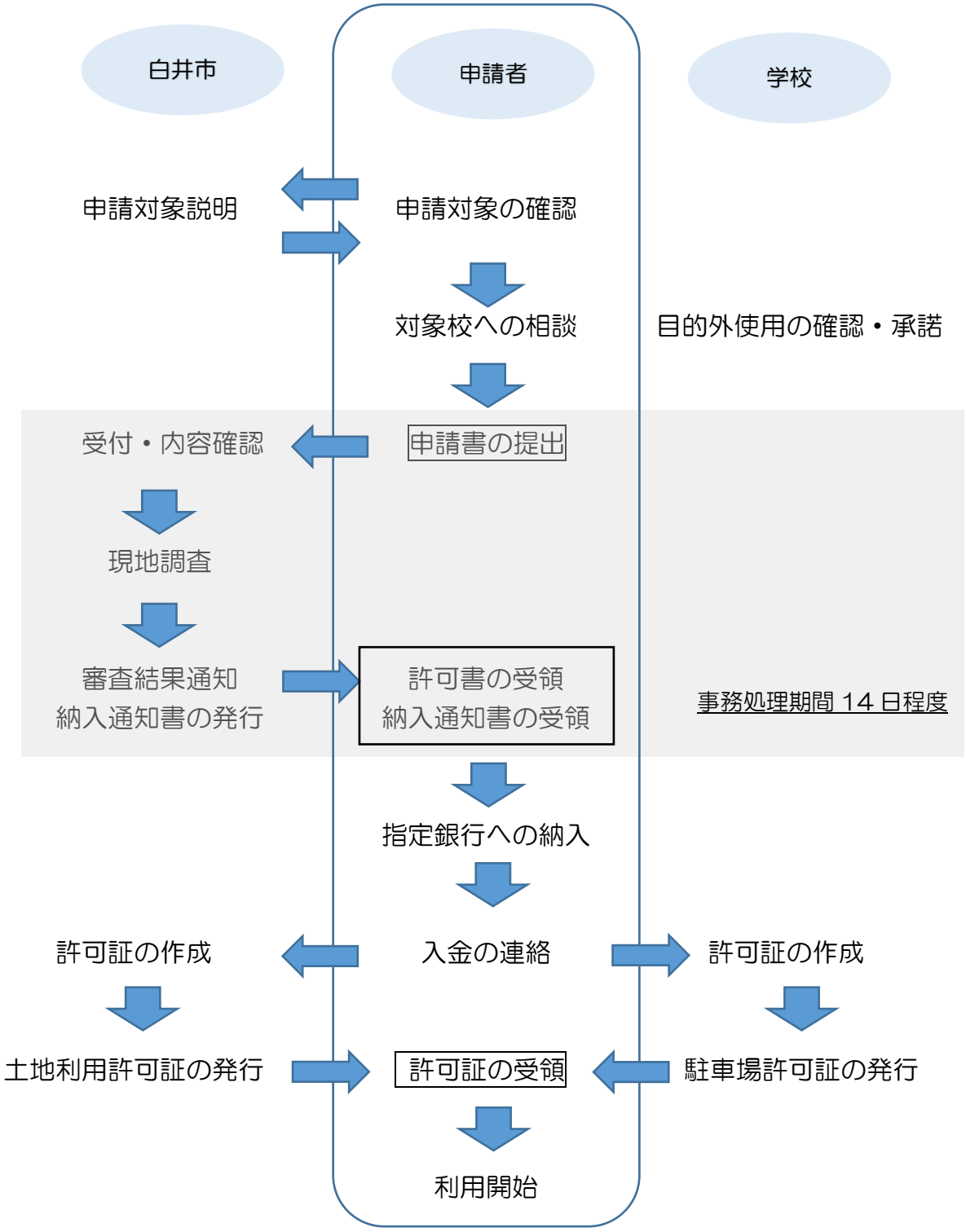
3. 審査基準
   本来の教育目的を妨げない範囲かつ学校長の承諾が得られるもので、申請者の責任において適切に維持管理を行える場合に限り、許可を行います。

4. 申請の手続き
   行政財産使用許可申請書（市指定様式）に必要事項を記入して、利用予定日の 14 日前までに教育委員会に提出してください。審査の上、許可後に決定通知書の交付を行いますので、利用を開始してください。

   ※申請に必要な書類
   ・行政使用許可申請書
   ・その他教育委員会が指定する書類（仕様書、位置図、現況図など）

5. 申請の問い合わせ先
   白井市教育委員会 教育総務課　施設係
   〒270-1492　白井市複 1123
   電話：047-401-8751
   E-mail：kyouiku-soumu@city.shiroi.chiba.jp

行　政　財　産　使　用　許　可　の　申　請　手　続　き



・利用中は許可証を周囲に明示するようにしてください。